

随意契約の結果

【令和5年9月分】 役務・物品購入

独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部

工事、業務又は物品購入等契約の名称及び数量等	契約担当者の氏名及びその所属する支社等の所在地	契約を締結した日	契約相手方の氏名及び住所	契約相手方の法人番号	予定価格	契約金額	落札率	随意契約によることとした理由	再就職 役員数	公益法人の場合			備 考
										公益法人の区分	国所管、都道府県 所管の区分	応札・応募者数	
UR新宿営業センター他交通広告看板掲出業務	分任契約担当役 東日本賃貸住宅本部 総務部長 原田 信也 東京都新宿区西新宿6-5-1	令和5年9月14日	表示灯(株) 愛知県名古屋市中村区名駅 4-2-11	7180001040070	1,001,000円	1,001,000円	100.0%	本業務は、UR賃貸住宅の認知及びブランドイメージの向上並びに空家の解消を図る手法として、JR新宿駅構内他に看板を掲出するものである。 JR新宿駅は5路線の乗換駅であり、また、他の掲出場所においてもJR新宿駅同様、利用者も多いことから、極めて訴求効果が高いと判断した。 契約の目的物である看板設置枠は、当該業者のみが保有しているため、会計規定第51条第3項第1号に基づき、随意契約を行ったものである。	-				
UR新宿営業センターに係るディスプレイ設置工事	分任契約担当役 東日本賃貸住宅本部 総務部長 原田 信也 東京都新宿区西新宿6-5-1	令和5年9月25日	(株)電通ライブ 東京都千代田区内幸町1-5-3	4010001050790	1,628,000円	1,628,000円	100.0%	本業務は、当機構のUR賃貸住宅をPRし入居促進を図る業務である。 当該業務には賃貸住宅の効果的なPRに関する企画力が求められるので、専門の知識と能力を有する広告代理店に発注することとした。 業者の選定にあたっては、企画提案競技方式によるものとし、総合的に最も優れた企画提案を行った同社と会計規程第51条第3項第1号に基づき随意契約を行ったものである。	-				
MUJI×UR共同開発パーツの購入	契約担当役 東日本賃貸住宅本部長 倉上 卓也 東京都新宿区西新宿6-5-1	令和5年9月29日	(株)MUJI HOUSE 東京都豊島区東池袋4-2-6-3	4013301017823	90,791,580円	90,791,580円	100.0%	本契約は、企画提案方式で契約したPR等業務の下で効果のあった特定事業者(株)MUJI HOUSEとの連携による当該事業者のブランド(無印良品)を用いた住戸改修プランの設計を行うための単価契約である。 特定事業者との連携による住戸改修プランの設計は、当該業者でなければできないものであることから、会計規程第51条第3項第1号に基づき、随意契約を行ったものである。	-				
東京東エリア経営部事務所賃料及び共益費	契約担当役 東日本賃貸住宅本部長 倉上 卓也 東京都新宿区西新宿6-5-1	令和5年9月7日	東京トラフィック開発 (株) 東京都墨田区江東橋四丁目 2-6-5	5010601013758	123,531,576円	123,531,576円	100.0%	当契約は、東京東エリア経営部で使用するための事務所賃貸借契約である。立地・規模・賃料等の条件から、当該物件が最適であると判断し賃貸借契約を締結したものであるが、当該業務は現在も継続中であり、引き続き当該物件を使用することが必要であることから、会計規程第51条第3項第1号の規定に基づき、前回と同一の者と随意契約を行った。	-				
UR賃貸ショップ経営事務所賃貸借契約更新に伴う更新料及び賃料支払い	契約担当役 東日本賃貸住宅本部長 倉上 卓也 東京都新宿区西新宿6-5-1	令和5年9月21日	-	-	39,187,500円	39,187,500円	100.0%	当該契約は、賃貸住宅募集業務を実施するために使用する事務所の賃貸借契約である。 立地、規模、賃料等の条件から、当該物件が最適であると判断し、当該物件に関する賃貸借契約を締結したものであるが、当該業務は、現在も履行中であり、引き続き当該物件を事務所とすることが業務遂行上も必要であることから、会計規程第51条第3項第1号の規定に基づき随意契約を行ったものである。	-				契約相手方
UR賃貸ショップ三鷹建物賃貸借契約	契約担当役 東日本賃貸住宅本部長 倉上 卓也 東京都新宿区西新宿6-5-1	令和5年9月27日	(株)TOYプランニング 東京都福生市福生9-6-3-14	5013101007354	15,157,645円	15,157,645円	100.0%	当該契約は、UR賃貸住宅募集業務を実施するために使用する事務所の賃貸借契約であり、立地、規模、賃料等の条件から、当該物件が最適であると判断し当該物件に関する賃貸借契約を締結したものである。当該業務は現在も継続中であり、引き続き当該物件を賃貸ショップ三鷹とすることが業務遂行上必要であることから、会計規程第51条第3項第1号の規定に基づき、前回と同一の者と随意契約を行ったものである。	-				
UR賃貸ショップ北千住建物賃貸借契約	契約担当役 東日本賃貸住宅本部長 倉上 卓也 東京都新宿区西新宿6-5-1	令和5年9月5日	-	-	34,666,812円	34,666,812円	100.0%	本業務は、北千住エリアの入居促進を実施するために営業するUR賃貸ショップ北千住のための事務所賃貸借契約である。 立地、規模、賃料等の条件から、当該物件が最適であると判断し、当該物件に関する賃貸借契約を締結したものであるが、当該業務は、現在も継続中であり、引き続き当該物件をUR賃貸ショップ北千住とすることが業務遂行上必要であることから、会計規程第51条第3項第1号の規定に基づき、前回と同一の者と随意契約を行ったものである。	-				契約相手方